

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 7 月 11 日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 染谷 武宣

◎調達機関番号 003 ◎所在地番号 13

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 大手町合同庁舎第 3 号館改修工事

(3) 工事場所 東京都千代田区大手町 1－3－
3

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる大手町合同

庁舎第 3 号館改修工事を施工する。

敷地面積 約 11,842m²

建物用途 合同庁舎

構造・階数・建物規模

庁舎 SRC 造、S 造 地上 15 階地下 3

階 延べ面積約 53,353m²

工事種目 建築工事 庁舎改修 一式

電気設備工事 庁舎改修 一式

機械設備工事 庁舎改修 一式

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工

体制の確保を図るため、事前に建設資材、
労働者確保等の準備を行うことができる余
裕期間を設定した工事である。余裕期間内
は、主任技術者又は監理技術者を設置する
ことを要しない。また、現場に搬入しない
資材等の準備を行うことができるが、資材
の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行っ
てはならない。なお、余裕期間内に行う準
備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年4月1日から令和9年6月
30日まで（余裕期間：契約締結日の翌日
から令和8年3月31日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の
工事の始期以降に契約締結となった場合に
は、余裕期間は適用しない。

(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等
による。

(7) 本件工事は、入札時に「工事特性を考慮し

た技術提案」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

- (8) 本件工事は、申請書及び資料の提出、入札を電子調達システムで行う対象工事である。
- ただし、同システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙による入札を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願を申請書及び資料の提出期限前までに提出し、第1回目の入札締切通知書発行前までに支出負担行為担当官の承諾を得ること。

(詳細は、入札説明書による。)

- (9) 本件工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に規定する工事成績評定対象案件である。工事成績評定については、完成検査及び既済部分検査を実施したときに成績評定を行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知するとともに公表する。

- (10) 本件工事は、入札時積算数量書活用方式の工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

- (11) 本件工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設

資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付け
られた工事である。

(12) 本件工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2
号の規定の適用を受ける監理技術者の配置
を認めない工事である。

(13) 本件工事は、契約手続に係る書類の授受を
電子調達システムで行う対象工事である。
なお、同システムによりがたい場合は、発
注者の承諾を得て紙契約方式に代えるもの
とする。

(14) 本件工事は、賃上げを実施する企業に対し
て総合評価における加点を行う工事であ
る。

(15) 本件工事は、週休 2 日促進工事（発注者指
定方式）の試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている特定建
設工事共同企業体（以下「共同企業体」とい
う。）又は、次の(1)、(2)及び(4)の条件を
満たしている単独有資格業者であること。

(1) 共同企業体のすべての構成員

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 裁判所の令和 7・8 年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 2 (1) イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

オ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ク 総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員

ア 裁判所の令和 7・8 年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が 1,300 点以上であること（上記 2 (1) イの再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定した建築一式工事に係る総合点数が 1,300 点以上であること。）。

イ 平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体として施工した工事にあつては、出資比率が 20% 以上の場合のもの。）。ただし、軽微なもの（請負金額が 500 万円未満の工事）は除く。

(7) 工事内容 内装改修工事を含む改修工事又は建築一式（躯体、外装、内装を含む新築、増築又は改築）工事

(イ) 建物用途 決めない

(ウ) 構造 R C 造、S R C 造又は軽量鉄骨
造以外の S 造

(エ) 階数 決めない

(オ) 延べ面積 決めない

※ なお、建築一式工事のうち、改築工
事を実績とする場合には、新築又は増築工事
と同視できる内容であることがわかる資料
を添付すること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員

ア 裁判所の令和 7・8 年度における建築一
式工事に係る一般競争参加資格の認定の際
に算定した総合点数が 1,000 点以上である
こと（上記 2 (1) イの再認定を受けた者に
あつては、当該再認定の際に算定した建築
一式工事に係る総合点数が 1,000 点以上で
あること。）。

イ 上記 2 (2) イの要件を満たす工事の施工
実績を有すること。

(4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は

監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

ア 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は、建設業法及び建設業法施行規則の規定による。

イ 上記2(2)イ記載の要件を満たす工事に従事した経験を有する者であること。ただし、工事期間は問わない。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。）。

エ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。その旨を明示することができ

る資料の提出がなされない場合には、入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で3か月以上の雇用関係があることをいう。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

ア 施工体制

イ 工事特性を考慮した技術提案

「新設LGS遮音壁天井裏のグラスウール敷込みに係る、遮音性能を確保する施工上の工夫に関する技術提案」

ウ 工事全般の施工計画

「庁舎内工事中の既存施設及び設備に対する事故防止に関する提案」

エ 賃上げの実施に関する評価

オ ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価

(2) 総合評価の方法

ア 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載

された要求要件を実現できると認められる
場合には、標準点 100 点を与える。

イ 施工体制評価点及び加算点

上記 3 (1) の各項目を評価し、施工体制
評価点及び加算点を与える（入札説明書参
照）。

ウ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の
入札参加者について、上記ア、イにより得
られる標準点と施工体制評価点及び施工体
制確認後の加算点の合計を当該入札者の入
札価格で除して得た数値（以下「評価値」
という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及
び施工体制確認後の加算点）／入札価格

(3) 落札方法

ア 入札参加者は、次の(ア)及び(イ)の要件
に該当する者のうち、上記 3 (2) によって
算出された評価値の最も高い者を落札者
とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内である
こと。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)を
満たしていること。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者
が2人以上あるときは、該当者にくじを
引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係

電話 03-4235-4209

メールアドレス

sc.keiri.e-keiyaku@courts.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 公告日から開札日まで

イ 交付方法 電子調達システムによる。な
お、図面にはパスワードが設定されている
ため、別添の「図面等のパスワード交付申
請及び機密保持誓約書」を e-mail により

提出すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び方法

ア 提出期間 公告日から令和7年8月12日
日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和
63年法律第93号）第1条に規定する裁判
所の休日（以下「休日」という。）を除
く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法 電子調達システムにより提出
すること。ただし、支出負担行為担当官の
承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵
便に限る。提出期間内必着）すること。な
お、その場合の提出先は、上記4(1)に同
じ。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期
間、場所及び方法

ア 令和7年10月2日から令和7年11月
20日まで（休日を除く。）の午前9時か
ら午後5時まで。

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限

る。提出期間内必着）により提出すること。

(5) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記 4 (1) に持参又は郵送（配達証明又は書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

ア 入札書の締切日時

令和 7 年 11 月 20 日午前 10 時（紙入札方式による場合、提出期間内必着）

イ 開札の日時及び場所 令和 7 年 11 月 21

日午前 10 時 最高裁判所事務総局経理局
営繕課

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行
新丸の内支店））。ただし、利付国債の提供
（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ
内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支
店））又は銀行等の保証（取扱官庁 最
高裁判所）をもって入札保証金の納付に
代えることができる。また、入札保証保
険契約の締結を行い、又は契約保証の予
約を受けた場合は、入札保証金を免除す
る。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行
新丸の内支店））。ただし、利付国債の
提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行
丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内
支店））又は金融機関若しくは保証事業
会社の保証をもって契約保証金の納付に
代えることができる。また、公共工事履
行保証証券による保証を付し又は履行保
証保険契約の締結を行った場合は、契約

保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格

のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽
の記載をした者のした入札及び入札に関する
条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に

基づいて作成された予定価格の制限の範囲内
で総合評価による評価値の最も高い者を落札
者とする。ただし、落札者となるべき者の入
札価格によっては、その者により当該契約の
内容に適合した履行がなされないおそれがあ
ると認められるとき、又はその者と契約を締
結することが公正な取引の秩序を乱すことと
なるおそれがある著しく不適當であると認
められるときは、予定価格の制限の範囲内の
価格をもって入札した他の者のうち評価値の
最も高い者を落札者とすることがある。な
お、落札者となるべき者の入札価格が予決令
第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合
は、入札説明書に示す予決令第 86 条の調査を

行うものとする。

- (5) 配置予定主任（監理）技術者の確認 落札

者決定後、C O R I N S 等により配置予定の

主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確

認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとし

て承認された場合の外は、申請書及び資料の

差替えは認められない。

- (6) 手続における交渉の有無 無。

- (7) 契約書作成の要否 要。

- (8) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契

約を本件工事の請負契約の相手方との随意

契約により締結する予定の有無 無。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記

4 (1)に同じ。

- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者

の参加 上記 2 (1)イに掲げる一般競争参加

資格の認定を受けていない者も上記 4 (3)に

より申請書及び資料を提出することができ

るが、競争に参加するためには、開札の時

において、当該資格の認定を受け、かつ、
競争参加資格の確認を受けていなければなら
ない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請
は、令和6年11月6日付け最高裁判所事務
総局経理局長公示「競争参加者の資格に関
する公示」別記に掲げる当該者の本店所在
地（日本国内に本店がない場合において
は、日本国内の主たる営業所の所在地。以
下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める
提出場所において、随時受け付ける。ま
た、当該者が申請書及び資料を提出したと
きに限り、最高裁判所事務総局経理局営繕
課契約第一係（〒102-8651 東京都千代田
区隼町4-2 電話 03-4235-4209）に
おいても当該一般競争参加資格の認定に係
る申請を受け付ける。

(11) 技術提案の採否については、競争参加資格
の確認の通知に併せて通知する。

(12) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of expenditure

of the procuring entity: SOMEYA

Takenobu, the obligated officer,

Director-General of Financial Bureau,

General Secretariat, Supreme Court,

4-2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo

102-8651, Japan

(2) Classification of the procurement:

41

(3) Subject matter of the contract:

Renovation on the Otemachi

Joint Government Building No.3

(4) Term for the submission of

application forms and relevant

documents for the qualification:

Between 9:00 a.m. and 5:00 p.m.,

From July 11, 2025 to August 12,

2025 (except for holidays)

(5) Time-limit for the submission of

bids by electronic bidding system:

10:00 a.m., November 20, 2025(bids
by mail must be received by 10:00
a.m., November 20, 2025)

(6) Contact point for this notice:

Contract Section, Construction and
Repairing Division, Financial Bureau,
General Secretariat, Supreme Court,
4-2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo
102-8651, Japan,
TEL 03-4235-4209
E-mail sc.keiri.e-keiyaku@courts.go.jp